

青森市テニス協会 会則

第1章 名称(所在地)及び目的

第1条 名称 及び 所在地

本会の名称は、「青森市テニス協会(以下、協会という。)」と称する。

所在地 青森市松原3丁目14番27号

タケダビル210号 に置く

第2条 目的

協会は、青森市におけるテニスの健全な育成向上を目的とする。

第2章 事業

第3条 事業

協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市選手権大会の開催並びに管理。
- (2) テニス普及のための講習会開催、並びに管理。
- (3) 青森県テニス協会(以下、県協会という。)への加盟と連絡提携及び各団体との連絡提携。
- (4) その他、協会の目的達成のために必要な事業。

第3章 組織

第4条 会員

- (1) 協会は、青森市において主たる活動を行うテニス団体(以下、会員という。)及びその構成員をもって組織する。
- (2) 協会の会員は、協会の主催するすべての事業に参加することができる。
- (3) 協会の会員の構成員は、県協会に個人登録することによって、県協会主催競技会に参加することができる。

第5条 役員

協会には、第12条に定める役員を置く。

第6条 理事総会

協会には、第22条に定める理事総会及び29条に定める常任理事会を設ける。

第7条 事務局

協会には、第31条に定める事務局を設ける。

第4章 加盟及び更新

第8条 加盟

協会に加盟しようとする団体は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 代表者名及び構成員の氏名
- (3) 事務連絡担当者及び会計担当者の氏名、住所及び電話番号
- (4) 選出理事2名の氏名、住所及び電話番号

第9条 加盟及び脱会の承認

協会への加盟及び脱会は常任理事会の承認を必要とする。

第9条の2 会員の除名

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、理事総会の7日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、理事総会において弁明する機会を与えなければならない。
- ① 第10条の規定による分担金の納入他この協会に対する義務の履行を怠ったとき。
 - ② この協会の事業を妨げる行為をしたとき。
 - ③ この協会の会則に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの協会の信用を失わせるような行為をしたとき。
- (2) 除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその会員に通知しなければならない。

第10条 分担金納入期限

会員は、毎年原則として5月31日までに、理事総会において定められた分担金を納入しなければならない。

第11条 会員の更新

会員は前条による分担金を納入し、かつ第8条に定める書類を書面で提出することにより更新するものとする。

第5章 役員

第12条 役員

協会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 6名以上8名以内
- (6) 監事 2名

第13条 会長、副会長の選出及び職務

- (1) 会長及び副会長は、理事総会の推薦によって選出する。
- (2) 会長は、会務を統括し協会を代表する。副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、定められた順位に従いその職務を代行する。

第14条 理事長、副理事長の選出及び職務

- (1) 理事長及び副理事長は、理事の中から互選により選出する。
- (2) 理事長は、理事総会の決議に基づき、協会の業務を執行する。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるときは、定められた順位に従いその職務を代行する。

第15条 常任理事の選出及び職務

- (1) 常任理事は、理事の中から理事長の指名により選出する。
- (2) 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し協会の業務を処理する。

第16条 理事の選出及び職務

- (1) 会員は、構成員の中から理事2名を協会理事として選出する。
- (2) 協会理事は理事総会を組織し、協会の業務を議決し執行する。

第17条 監事の選出及び職務

- (1) 監事は理事総会の推薦により、会長が委嘱する。
- (2) 監事は、協会の業務、財務の監査を担当する。

第18条 名誉会長及び顧問

- (1) 会長は、常任理事会の推薦により、名誉会長及び顧問を委嘱することができる。
- (2) 名誉会長は名誉職とし、協会の会議に出席して意見を述べることができる。
- (3) 顧問は協会の最高諮問機関である。

第19条 役員任期

- (1) 役員の任期は、選任された日から2年以内の最終の決算期に関する理事総会の終了の時までとする。ただし再任は妨げない。
- (2) 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- (3) 名誉会長、顧問の任期は、これを定めない。

第20条 役員の補充

役員に欠員が生じた場合、適時補充し任期は前任者の残任期間とする。

第21条 役員解任

役員(常任理事を除く)が次の各号に該当するときは、理事総会の議決により解任することができる。

常任理事が次の各号に該当するときは常任理事会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第6章 理事総会

第22条 理事総会

協会の最高議決機関は理事総会とする。

第23条 理事総会の開催

- (1) 理事総会の開催は、毎年1回とし会長が招集する。
- (2) 臨時理事総会の開催は、会長が必要と認めるとき、または理事総数の3分の1以上の要求があったとき招集する。
- (3) 理事総会を召集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第24条 理事総会の定足数

理事総会は、理事総数の2分の1(委任状提出者を含む)以上の出席をもって成立するものとする。

第25条 理事総会の議長

理事総会の議長は、出席した理事の中から選出する。

第26条 理事総会の議決

理事総会の議決は、出席した理事(委任状提出者を含み、議長を除く)の過半数を決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第27条 理事総会の議決事項

理事総会は次の事項を議決する。

- (1) 役員(常任理事を除く)人事に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) 県協会への加盟、脱会に関する事項
- (6) 会員の分担金に関する事項
- (7) 会員の除名に関する事項
- (8) その他重要と認められる事項

第28条 理事総会の議事録

- (1) 議長は出席者の中から議事録作成者を指名するものとする。
- (2) 議事録作成者は会議終了後、遅滞なく議事録を作成し、会長に提出するものとする。
- (3) 議事録の保管は協会が行うものとする。

第29条 常任理事会

- (1) 常任理事会は、監事を除く役員で構成する。
- (2) 常任理事会は、会長が召集する。

第30条 常任理事会の議決事項

- (1) 市選手権大会の運営に関する事項
- (2) テニス講習会の運営に関する事項
- (3) 市体育協会規約第13条に規定する理事の選出に関する事項
- (4) 市体育協会規約第20条に規定する評議員の選出に関する事項
- (5) 協会の運営に関する事項
- (6) 県協会への理事選出に関する事項
- (7) 協会への加盟、脱会の承認に関する事項
- (8) 常任理事の解任に関する事項

第7章 事務局

第31条 事務局

事務局には、理事長、副理事長、及び理事長が委嘱した会員の構成員を若干名置く。

第32条 職務

- (1) 大会運営に関する事務的な職務
- (2) テニス講習の運営に関する事務的な職務
- (3) 県協会への加盟、連絡提携に関する事務的な職務
- (4) 会員との連絡提携に関する事務的な職務

第33条 任期

- (1) 事務局員の任期は、役員の任期と同様とする。
- (2) 事務局員に欠員を生じたときは適時、補充するものとする。

第8章 会 計

第34条 経費等

協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会員の分担金
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) 市選手権大会参加料、講習会及びその他の収入。

第35条 会計年度

協会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

付 則

昭和52年 4月 1日	施 行
昭和60年 6月16日	一部改正
平成 2年 4月14日	一部改正
平成 6年 4月 3日	一部改正
平成 8年 4月 1日	一部改正
平成 9年 3月 2日	一部改正
平成11年11月23日	一部改正
平成12年11月23日	一部改正
平成20年11月29日	一部改正
平成23年11月26日	一部改正
平成25年12月 8日	一部改正
令和 5年 4月15日	一部改正